

平成24年6月27日

## 金貨金融業者の逮捕を受けての声明

札幌司法書士会 会長 林 和宏  
札幌青年司法書士会 幹事長 多田岳大

平成24年6月27日、いわゆる金貨金融と呼ばれる、金貨売買を装い、ヤミ金類似の取引を行う札幌市内の業者の男が、同市内の男性ほか2名に対し、5回にわたり金貨やプラチナコインなどを売り渡す名目により実質的な融資を行い、法定利息の約70倍にも上る、年利1350%~1442%もの利息を収受したとして、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）」第5条（高金利）違反容疑で、札幌中央警察署生活安全課に逮捕された。

金貨金融とは、経済的窮状にある市民を「今すぐお金が必要な方」「代金後払い」「即現金化」を宣伝文句におびき寄せ、即時に換金をすることができる金貨などを代金後払いで売渡し、顧客には換金場所を指南するなどして実質的に融資し、1週間ないし1ヶ月後の代金支払期日において、顧客が換金して手に入れた額の約1.5倍にも上る額の支払を迫り暴利を得ようとするものであり、顧客が換金して手に入れた額と金貨金融業者に支払うべき額の差額が融資の対価としての利息となる。この利息は、法定利息をはるかに上回る、年利1000%から、高いものだと年利2000%にも上ることがある。

また、近頃では、返済期日において支払が困難な者に対し、顧客名義での銀行口座を開設させた上でその預金通帳・キャッシュカードを騙し取るなど、その行為の違法性・反社会性が顕著になってきていたことが確認されており、6月12日には、このような行為を行った金貨金融業者が懲役1年6ヶ月の実刑に処された。

当会らは、平成21年以来、いわゆる金貨金融業者により、暴利の支払を余儀なくされている経済的困窮者を救済し、このような違法取引が撲滅されるよう、金貨金融業者と対峙し、訴訟遂行を行うなどして、継続して対策活動を行ってきており、平成23年1月14日には、札幌簡易裁判所において、金貨金融取引が「公序良俗に反し無効である」旨の司法判断も下された。

今般の金貨金融業者の逮捕は、このような取引形態が民事上無効であることにとどまらず、刑事上においても違法であることに繋がりうるものであり、これまで当会らが取り組んできた、違法金融業者の撲滅に向けた活動においても、更なる弾みとなるものであるといえる。

しかしながら、北海道内には、この業者のみならず、同様又は類似の手口により暴利を上げようとする違法業者が存在していると見られ、また、今後、手口を変えた新たな違法業者が現れないとも限らない。

当札幌司法書士会及び札幌青年司法書士会は、司法書士としての社会的使命を自覚し、このような市民の生活を脅かし、経済的弱者・情報弱者を食い物にする、あらゆる形態の脱法的取引・違法取引を撲滅し、市民の権利が十分に守られるよう、今後も取り組みを継続してゆくことを宣言する。